

富山県人材確保・活躍推進本部設置要綱

(目的)

第1条 富山県の各業種における人材確保・活躍対策を、総合的かつ効果的に推進するため、富山県人材確保・活躍推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務（以下「所掌事務」という。）をつかさどる。

- (1) 人材確保・活躍対策に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 新たな人材確保・活躍対策の骨子案に関すること。
- (3) その他人材確保・活躍対策に関すること

(組織)

第3条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部の所掌事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要に応じ、本部の会議にその他の関係職員を出席させることができる。

(事務局)

第6条 本部の事務を処理するため、商工労働部に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。
- 3 事務局長は、商工労働部長をもって充てる。
- 4 事務局次長は、多様な人材活躍推進室長をもって充てる。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月28日から施行する。

別表（本部）

	職 名
本部員	知事政策局長
	危機管理局長
	地方創生局長
	観光推進局長
	交通政策局長
	経営管理部長
	生活環境文化部長
	厚生部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	土木部長
	会計管理者
	企業局長
	人事委員会事務局長
	教育長
	警察本部長